



(立入検査)

**第5条の2** 条例第20条第1項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができないときに行うものとする。

2 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第4号の2)のとおりとする。

第9条第2項中「意見の聴取日時等変更申出書」を「日時等変更申出書」に改め、「(様式第8号)」を削り、同条第4項中「意見の聴取日時等決定通知書」を「日時等決定通知書」に改め、「(様式第9号)」を削る。

第10条第1項中「説明」を「条例第20条第1項又は第4項の規定により説明」に、「又は当事者」を「又は条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者」に改め、同条第3項中「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条第4項中「様式第11号」を「様式第9号」に改める。

第11条を第17条とし、第10条の次に次の6条を加える。

(中止命令の方法)

**第11条** 条例第13条の2の規定による命令は、中止命令書(様式第10号)により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

**第12条** 条例第13条の2の規定による命令を行おうとする場合における富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号。以下「手続条例」という。)第28条の規定による通知は、弁明通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 手続条例第27条第1項の規定による弁明書には、提出をする者の氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案についての意見を記載しなければならない。

3 公安委員会は、手続条例第28条の提出期限までに手続条例第27条第1項の弁明書が提出されない場合又は手続条例第28条の日時に弁明者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(口頭による弁明)

**第13条** 公安委員会は、弁明を口頭であることを認めたときは、指定警察職員に弁明を録取させるものとする。

2 前項の規定により弁明を録取する者(以下「弁明録取者」という。)は、弁明

の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（手続条例第28条の規定による通知を受けた者（手続条例第29条において準用する手続条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。

3 弁明録取者は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、弁明調書（様式第12号）を作成しなければならない。

4 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、前項の弁明調書を公安委員会に提出しなければならない。

（弁明に当たっての証拠書類等の提出等）

**第14条** 公安委員会は、手続条例第27条第2項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録（様式第13号）を作成しなければならない。

2 前項の提出物目録は、前条第3項の弁明調書に添付しなければならない。

3 公安委員会は、第1項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

4 公安委員会は、提出を受けた証拠書類等が必要なくなったときは、速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書（様式第14号）と引換えに行わなければならない。

（弁明の日時等の変更）

**第15条** 弁明者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書により口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の日時又は場所を変更することができる。

3 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合で口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書により弁明者に通知しなければならない。

（弁明の機会の付与における代理人の選任等）

**第16条** 手続条例第29条において準用する手続条例第16条第3項の規定による代理人の資格の証明は、代理人選任届出書により行うものとする。

2 手続条例第29条において準用する手続条例第16条第4項の規定による届出は、代理人資格喪失届出書により行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

**別表**（第3条の2関係）

| 施設名                    | 所在地           |
|------------------------|---------------|
| 富山市子ども村                | 富山市山田赤目谷16番地2 |
| 山野スポーツセンター             | 富山市本宮12番地     |
| 滑川市東福寺野自然公園研修センター（青雲閣） | 滑川市東福寺野41番地   |
| 黒部市ふれあい交流館             | 黒部市窪野97番地     |

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

（表）

|  |             |
|--|-------------|
| <b>説明・資料提出請求書</b>  |             |
| 第 年 月 日  | 号 日         |
| 殿  |             |
| 富山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |             |
| 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第20条第1項又は第4項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。       |             |
| 説明又は資料の提出を<br>求める理由  |             |
| 説明又は資料の提出の<br>内容   |             |
| <b>【説明又は資料の提出方法】</b>   |             |
| <input type="checkbox"/> 書面又は資料の提出                                     |             |
| 書面又は資料の<br>提出期限  | 年 月 日       |
| 書面又は資料の<br>提出先   |             |
| <input type="checkbox"/> 口頭による説明                                       |             |
| 説明の日時  | 年 月 日 時 分から |
| 説明場所   |             |
| 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。  |             |

- 注 1 該当する□の中にレ印を付すこと。  
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（A4）

## (裏)

## 説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 富山県暴力団排除条例第20条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、同条例第24条第2項の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあるほか、資料提出の請求等の目的が達成できないときは、立入検査を実施することがあります。  
また、同条例第20条第4項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な理由がなく説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、同条例第22条第1項の規定により、富山県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出方法について「 書面又は資料の提出」にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書に、説明・資料提出請求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
- 3 「 口頭による説明」にレ点が付してある場合は、口頭による説明の聴取を行うものとし、この場合には、原則として説明・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による説明の際に資料の提出を希望する場合は、説明・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 4 「 書面又は資料の提出」及び「 口頭による説明」の両方にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 5 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出席しないとき）は、富山県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 6 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、富山県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出請求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出席する場合は、この説明・資料提出請求書を持参してください。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

| 説明・資料提出書   |              |
|--|--------------|
| 年 月 日  |              |
| 富山県公安委員会 殿   |              |
| 住所   |              |
| 氏名   |              |
| 富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第4条第3項の規定により、次のとおり提出します。 |              |
| 説明・資料提出請求書の番号及び日付  | 第 号<br>年 月 日 |
| 説明又は資料提出の内容  |              |
| 備 考  |              |

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条、第9条、第15条関係）

| 日時等変更申出書   |   |              |           |
|--|---|--------------|-----------|
|  |   | 年 月 日        |           |
| 富山県公安委員会 殿   |   | 住所           |           |
|  |   | 氏名           |           |
| 富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）に基づき、次のとおり日時又は場所の変更を申し出ます。 |   |              |           |
| 種 別  | <input type="checkbox"/> 口頭による説明の聴取（第5条第2項）<br><input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取（第9条第2項）<br><input type="checkbox"/> 口頭による弁明（第15条第1項） |              |           |
| 請求書又は通知書の番号及び日付  |   | 第 号<br>年 月 日 |           |
| 変更申出事項   | 変更前   | 日 時          | 年 月 日 時 分 |
|  |   | 場 所          |           |
|  | 変更希望  | 日 時          | 年 月 日 時 分 |
|  |   | 場 所          |           |
| 変更申出の理由  |   |              |           |

注1 該当する□の中にレ印を付すこと。

2 変更申出事項には、変更を申し出る事項のみを記載すること。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。



様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条、第9条、第15条関係）

|  |   |    |           |
|--|---|----|-----------|
| <b>日時等決定通知書</b>  |   |    |           |
| 第 号<br>年 月 日   |   |    |           |
| 殿  |   |    |           |
| 富山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |   |    |           |
| 富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）に基づき、次のとおり決定したので通知します。             |   |    |           |
| 種 別  | <input type="checkbox"/> 口頭による説明の聴取（第5条第4項）<br><input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取（第9条第4項）<br><input type="checkbox"/> 口頭による弁明（第15条第3項） |    |           |
| 請求書又は通知書の番号及び日付  | 第 号<br>年 月 日  |    |           |
| <input type="checkbox"/> 日時又は場所の変更決定                                   |   |    |           |
| 変更事項   | 変更前   | 日時 | 年 月 日 時 分 |
|  |   | 場所 |           |
|  | 変更後   | 日時 | 年 月 日 時 分 |
|  |   | 場所 |           |
| <input type="checkbox"/> 日時及び場所の不変更決定                                  |   |    |           |
| 日時及び場所を変更しない理由   |   |    |           |

注 該当する□の中にレ印を付すこと。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第5条の2関係）

（表）

|  |           |  |
|--|-----------|--|
|  | 身 分 証 明 書 | 第 号  |
| 写 真  | 官 職       |  |
|  | 氏 名       |  |
| <p>上記の者は、富山県暴力団排除条例第20条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> |           |  |
| <p>年 月 日</p>   |           |  |
|  |           | 富山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

← 85.6 →

↑ 54.0 ↓

（裏）

|  |
|--|
| 富山県暴力団排除条例（抜粋）   |
| <p>（調査及び立入り）</p> <p>第20条 公安委員会は、第13条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する区域内の建物に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（第7章 罰則）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 第20条第1項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 （略）</p> |

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

（表）

|  |             |
|--|-------------|
| <b>意見の聴取通知書</b>  |             |
| 第 年 月 日 号  |             |
| 殿  |             |
| 富山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>   |             |
| 次のとおり意見の聴取を行いますので、富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第8条第1項の規定により通知します。 |             |
| 予定される公表の<br>原因となる事実  |             |
| 公表の根拠となる<br>条例の条項  |             |
| <b>【意見を述べる方法】</b>  |             |
| <input type="checkbox"/> 申述書の提出  |             |
| 提出期限   | 年 月 日       |
| 提出先  |             |
| <input type="checkbox"/> 口頭による意見聴取                                       |             |
| 聴取の日時  | 年 月 日 時 分から |
| 聴取場所   |             |

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注1 該当する□の中にレ印を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

## 意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見を述べる方法について、「 申述書の提出」にレ点が付してある場合は、申述書に、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載し、期限までに提出してください。
- 2 「 口頭による意見の聴取」にレ点が付してある場合は、口頭による意見の聴取を行うものとし、申述書の提出は必要ありません。
- 3 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 4 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、富山県公安委員会は、意見がなかったものとして取り扱います。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、富山県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第8条関係）

|  |              |
|--|--------------|
| <h2 style="margin: 0;">申 述 書</h2>                            |              |
| 年 月 日  |              |
| 富山県公安委員会 殿   | 住所           |
| 氏名   |              |
| 富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第8条第3項の規定により、次のとおり提出します。 |              |
| 意見の聴取通知書の番号及び日付  | 第 号<br>年 月 日 |
| 公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見                                  |              |
| 備 考  |              |

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第8号を次のように改める。

**様式第8号**（第10条、第16条関係）

| 代理人選任届出書   |  |
|--|--|
| 年 月 日  |  |
| 富山県公安委員会 殿   |  |
| 住所   |  |
| 氏名   |  |
| <p>私は、富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）に基づき、次の者を代理人として選任し、下記種別に関する一切の行為をすることを委任します。</p> |  |
| 種 別  | <input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出（第10条第3項）<br><input type="checkbox"/> 意見の聴取（第10条第3項）<br><input type="checkbox"/> 弁明（第16条第1項） |
| 請求書又は通知書の番号及び日付  | 第 号<br>年 月 日   |
| 代理人の住所   |  |
| 代理人の氏名   |  |
| 届出人との関係  |  |

注 該当する□の中にレ印を付すこと。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第10条、第15条関係）

|   |  |
|---|--|
| <h2 style="margin: 0;">代理人資格喪失届出書</h2>                                    |  |
| 年 月 日   |  |
| 富山県公安委員会 殿  | 住所   |
|   | 氏名   |
| 私の代理人は、下記種別に関する代理人の資格を失ったので富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）に基づき届け出ます。 |  |
| 種 別   | <input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出（第10条第4項）<br><input type="checkbox"/> 意見の聴取（第10条第4項）<br><input type="checkbox"/> 弁明（第16条第2項） |
| 請求書又は通知書の番号及び日付   | 第 号<br>年 月 日   |
| 代理人の住所  |  |
| 代理人の氏名  |  |

注 該当する□の中にレ印を付すこと。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第11条関係）

（表）

|   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| <p>中止命令書</p>  |                             | <p>第 号</p>  |
|   |                             | <p>年 月 日</p>  |
| <p>殿</p>  |                             | <p>富山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> |
| <p>命 令 を<br/>受 け る 者</p>  | <p>本（国）籍</p>                |   |
|   | <p>住 所</p>                  |   |
|   | <p>氏 名</p>                  |   |
|   | <p>生 年 月 日</p>              | <p>年 月 日</p>  |
|   | <p>命令に係る暴力団<br/>事務所の所在地</p> |   |
| <p>上記の者に対し、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第13条の2の規定により、下記のとおり命令します。</p> |                             |   |
| <p>記</p>  |                             |   |
| <p>命 令 の<br/>内 容</p>  |                             |   |
| <p>命 令 を す る<br/>理 由</p>  |                             |   |
| <p>審査請求及び取消訴訟の教示は、裏面のとおりです。</p>                                   |                             |   |

（A4）



(裏)

## 審査請求及び取消訴訟の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として提起することができます。この場合において、富山県を代表する者は富山県公安委員会となります（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 1の審査請求をした場合におけるこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第12条関係）

（表）

|  |         |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |
|--|---------|-------|--|---------------|--|------------------|--|---------------|--|---------|--|----------|---------|----|--|
| <p>第 号</p> <p>弁明通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">富山県公安委員会 印</p> <p>あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので、同条例第28条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">弁明の件名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される不利益処分の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の根拠となる条例の条項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の原因となる事実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁明書の提出先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁明書の提出期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> </tr> </table> <p>弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。</p> <p>注1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、摘要にその旨並びに日時及び場所を記載すること。</p> <p>2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p> |         | 弁明の件名 |  | 予定される不利益処分の内容 |  | 不利益処分の根拠となる条例の条項 |  | 不利益処分の原因となる事実 |  | 弁明書の提出先 |  | 弁明書の提出期限 | 年 月 日まで | 摘要 |  |
| 弁明の件名  |         |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |
| 予定される不利益処分の内容  |         |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |
| 不利益処分の根拠となる条例の条項   |         |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |
| 不利益処分の原因となる事実  |         |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |
| 弁明書の提出先  |         |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |
| 弁明書の提出期限   | 年 月 日まで |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |
| 摘要   |         |       |  |               |  |                  |  |               |  |         |  |          |         |    |  |

(裏)

## 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。  
なお、口頭による弁明の機会を付与されているときは、弁明書の提出は必要ありません。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がないとき（口頭による弁明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、富山県公安委員会は、弁明がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、富山県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが弁明しない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の氏名、住所及び当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の期日に出頭する場合には、この弁明通知書を持参してください。

様式第11号の次に次の3様式を加える。

**様式第12号（第13条関係）**

| 弁 明 調 書                    |  |
|----------------------------|--|
| 年 月 日                      |  |
| 職名<br>氏名                   |  |
| 印                          |  |
| 弁 明 の 件 名                  |  |
| 弁 明 の 日 時                  |  |
| 弁 明 の 場 所                  |  |
| 弁明者の住所及び氏名<br>(代理人の住所及び氏名) |  |
| 弁 明 の 要 旨                  |  |
| そ の 他 参 考 と<br>な る べ き 事 項 |  |

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第13号（第14条関係）

| 提出物目録           |    |       |            |    |
|-----------------|----|-------|------------|----|
| 件名              |    |       |            |    |
| 提出者             | 氏名 |       |            |    |
|                 | 住所 |       |            |    |
| 提出を受けた<br>年 月 日 |    | 年 月 日 |            |    |
| 目 録             |    |       |            |    |
| 番号              | 標目 | 数量    | 所有者の氏名及び住所 | 備考 |
|                 |    |       |            |    |
| 取扱者             | 職名 | 氏名    |            | ㊟  |



附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

規 程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和2年12月18日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

富山県公安委員会規程第4号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の項の次に次の項を加える。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号） | 1 第28条の規定による弁明の機会の付与の通知<br>2 第29条において準用する第15条第3項後段の規定による名あて人となるべき者の所在が判明しない場合の弁明の機会の付与の通知 |
|-------------------------|---|

別表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 第36条第2項に規定する身分証明書の交付

別表富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）の項中第1号を次のように改める。

1 第20条第1項の規定による説明又は資料の提出の請求及び立入検査の実施の決定並びに同条第4項の規定による説明又は資料の提出の請求

別表富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）

の項第2号中「説明日時等変更申出書」を「日時等変更申出書」に改め、同項第5号を第6号とし、同項第4号中「意見の聴取日時等変更申出書」を「日時等変更申出書」に改め、同号を第5号とし、同項第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

3 第5条の2第2項に規定する身分証明書の交付

別表富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）の項に次の4号を加える。

7 規則第13条第4項に規定する弁明調書の受理

8 規則第14条第1項に規定する証拠書類等の受理及び提出物目録の作成、同条第3項に規定する提出物目録の写しの交付並びに同条第4項に規定する証拠書類等の返還及び還付請書の受理

9 規則第15条第1項に規定する日時等変更申出書の受理、同条第2項に規定する口頭による弁明の日時又は場所の変更及び同条第3項に規定する口頭による弁明の日時又は場所の決定の通知

10 規則第16条第1項に規定する代理人選任届出書の受理及び同条第2項に規定する代理人資格喪失届出書の受理

**附 則**

この規程は、令和3年1月1日から施行する。